

◎新潟県訓令第9号

総務管理部
出納局
地域振興局

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成7年3月新潟県訓令第19号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
第11号様式の2（第102条関係） 新潟県 自動車税納入済通知書 (略) 口座記 号番号 本税 合計 (略) (略) 納 付 者 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto; padding: 2px;">延滞金</div>	第11号様式の2（第102条関係） 新潟県 自動車税納入済通知書 (略) 口座 番号 税額 (略) (略) 氏 名 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto; padding: 2px;">延滞金</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto; padding: 2px;">加算金</div>